

I 計画の基本的な考え方

◎ 1 計画の性格

- ・この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）を根拠とし、国と千葉県が策定する交通安全計画に基づいて策定するものです。
- ・松戸市安全都市宣言の趣旨を踏まえ、市内における交通社会を構成する様々な要素や関係性を考慮しつつ、適切かつ効果的な方策について総合的に検討しています。

◎ 2 計画の基本理念

- ・人命尊重の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせる街を目指します。

◎ 3 計画期間

- ・令和3年度から令和7年度までの5年間

II 第1編 道路の交通安全

◎ 道路交通安全の目標

交通安全計画の究極の目標は、交通事故のない安全で安心して暮らせる松戸市の構築ですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であることから、計画期間の目標を次のとおりとします。

交通事故発生件数：年間 **900件以下**
交通事故重傷者数：年間 **85人以下**

≪計画の重点事項≫

◆重点項目1：高齢者の交通安全対策の強化

- 交通事故に遭わないための取組〔高齢歩行者等の対策〕
- 交通事故を起こさせないための取組〔高齢運転者の対策〕

◆重点項目2：自転車の安全利用対策の強化

- 自転車を安全に利用できる環境づくりの推進
〔ルール・マナーの向上、利用者の安全対策、自転車通行空間の確保〕

◆重点項目3：悪質・危険な運転者対策の強化

- 悪質・危険な運転等をしない・させない環境づくり
〔あおり運転等の危険性の周知啓発、飲酒運転根絶の環境づくり〕

◎ 道路交通安全についての対策

【5つの視点】

- ① 高齢者・子どもの安全確保
- ② 歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活道路・幹線道路における安全確保
- ④ 地域が一体となった交通安全対策の推進
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

【7つの柱】

- 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
- 安全運転の確保
- 道路交通環境の整備
- 道路交通秩序の維持
- 救助・救急活動の充実
- 被害者支援の充実と推進
- 交通事故調査・分析の充実

■ 7つの柱に基づき実施する主な事業

【第1の柱 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚】

- ① 市民参加でつくる交通安全の推進
- ② 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ③ 自転車の安全利用の推進
- ④ 飲酒運転の根絶
- ⑤ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

【第2の柱 安全運転の確保】

- ① 運転者に対する教育等の充実
- ② 二輪車安全運転対策の推進
- ③ 高齢運転者対策の充実
- ④ 車両運転中における携帯電話等の利用の危険性周知
- ⑤ ゼブラ・ストップ活動及び3（サン）・ライト運動の推進

【第3の柱 道路交通環境の整備】

- ① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ② 幹線道路における交通安全対策の推進
- ③ 交通安全施設等の整備推進
- ④ 効果的な交通規制の推進
- ⑤ 自転車利用環境の総合的整備
- ⑥ 災害に備えた道路交通環境の整備
- ⑦ 総合的な駐車対策の推進
- ⑧ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

【第4の柱 道路交通秩序の維持】

- ① 一般道における交通取締りの強化
- ② 飲酒運転等に対する交通取締りの強化
- ③ 暴走族対策の強化

【第5の柱 救助・救急活動の充実】

- ① 救助・救急体制の整備
- ② 救急・救急隊員の教育訓練の充実
- ③ 市民に対する応急手当の普及啓発の推進
- ④ 救急関係機関の協力関係の確保等

【第6の柱 被害者支援の充実と推進】

- ① 交通事故相談の充実
- ② 遺族への支援
- ③ 自動車損害賠償責任保険・共済（自賠責）への加入促進

【第7の柱 交通事故調査・分析の充実】

- ① 交通事故多発箇所の共同現地診断

III 第2編 鉄道交通の安全

◎ 踏切道における交通の安全

- ① 踏切事故のすう勢等
- ② 今後の踏切道における交通安全対策
- ③ 事故防止のための啓発活動等の推進